

(新)

埼玉県景観計画

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第4項各号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

イ 特定課題対応区域(圏央道沿線区域)

(ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物(一戸建て専用住宅を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外において行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源、その他の物

(旧)

埼玉県景観計画

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第4項各号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

イ 特定課題対応区域(圏央道沿線区域)

(ア) 建築物

建築面積が200平方メートルを超える建築物(一戸建て専用住宅を除く。)の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(ウ) 廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

屋外において行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源、その他の物

件の堆積（埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成14年条例第64号）第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるもの。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この計画は、令和6年9月3日から施行する。

附則

この計画は、令和7年7月1日から施行する。

件の堆積（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年条例第64号）第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さが1.5メートルを超えるもの。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この計画は、令和6年9月3日から施行する。